

6 ばい煙発生施設の諸データ

表 3.6.1 環境局施設データ一覧

項目 施設名	種 類	竣工 年月	処理能力	火格子面積 (m ²)	排出ガス量 (最大 m ³ N/h)	使用量 (燃料, 電力)
今泉工場	焼却炉	S60.12	200t/日 ×3	44.94 (1 炉ごと)	57,180 (1 炉ごと)	
葛岡工場	焼却炉	H7.8	300t/日 ×2	55.0 (1 炉ごと)	97,310 (1 炉ごと)	
松森工場	焼却炉	H17.8	200t/日 ×3	35.15 (1 炉ごと)	72,070 (1 炉ごと)	
ペット斎場	集合炉 個体炉 1 個体炉 2	H14.12	175kg/h 60kg/h 30kg/h	2.83(火床面積) 1.31(火床面積) 0.89(火床面積)	3,228	72.80kg/h (灯油)
南蒲生環境 センター	焼却炉	H2.3	614kg/h (し渣)	7 (火床面積)	12,123.3	180L/h (重油)

* 今泉工場, 葛岡工場, 松森工場, 南蒲生環境センターは, 大気汚染防止法第 6 条の届出数値

* ペット斎場は, 集合炉はダイオキシン類特別措置法第 12 条の届出数値, 個体炉 1, 2 は設計値

表 3.6.2 環境局各施設のばい煙測定に必要な諸データ

項目 施設名	種 類	測定位置の煙道断面積(m ²)		排出口 断面積(m ²)	煙突の 高さ(m)
		BF 入口	BF 出口		
今泉工場	焼却炉	2.14	2.10	1.04	80
葛岡工場	焼却炉	2.96	2.88	1.77	80
松森工場	焼却炉	1.70	2.35(煙突)	0.882	100
ペット斎場	集合炉	0.181		0.264	14.0
	個体炉 1	0.102		0.071	10.7
	個体炉 2	0.066		0.071	10.7
南蒲生環境センター	焼却炉	0.622		0.622	20

表 3.6.3 公害防止関連法に基づく各施設の排ガス基準値等

検査項目	関連法	
	基準値	測定頻度
ばいじん	大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第 2 第 36 の項(かつこ内は H10.7.1 より前の既設炉の値) 焼却能力(4t/h 以上)・・・0.04(0.08)g/m ³ N 焼却能力(2～4t/h)・・・0.08(0.15)g/m ³ N 焼却能力(2t/h 未満)・・・0.15(0.25)g/m ³ N ペット斎場については仙台市公害防止条例を適用	大気汚染防止法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号 焼却能力(4t/h 以上)・・・1 回以上/2 ヶ月 焼却能力(4t/h 未満)・・・2 回以上/年
	今泉工場、葛岡工場	0.08g/m ³ N
	松森工場	0.04g/m ³ N
	南蒲生環境センター	0.25g/m ³ N
	ペット斎場	0.5g/m ³ N
いおう 酸化物	大気汚染防止法施行規則第 3 条第 1 項 基準値は地域ごとに定められた K 値を用いて測定ごとに算出 ペット斎場については仙台市公害防止条例を適用 単位 m ³ N/h	大気汚染防止法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号 ばい煙量 10 m ³ N/h 以上・・・1 回以上/2 ヶ月
	今泉工場	K=7.0
	葛岡工場、松森工場	K=17.5
	南蒲生環境センター	K=7.0
	ペット斎場集合炉	4.2(K=17.5)
	ペット斎場個体炉 1, 2	2.4(K=17.5)
塩化水素	大気汚染防止法施行規則第 5 条第 1 号別表第 3 第 3 の項 ペット斎場については仙台市公害防止条例を適用	大気汚染防止法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号 排出ガス量 (40,000m ³ /h 以上)・・・1 回以上/2 ヶ月 (40,000m ³ /h 未満)・・・2 回以上/年
	今泉工場、葛岡工場、松森工場	700mg/m ³ N
	南蒲生環境センター	700mg/m ³ N
	ペット斎場	700mg/m ³ N
窒素 酸化物	大気汚染防止法施行規則第 5 条第 2 号別表第 3 の 2 第 27 の項	大気汚染防止法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号 排出ガス量 (40,000m ³ /h 以上)・・・1 回以上/2 ヶ月 (40,000m ³ /h 未満)・・・2 回以上/年
	今泉工場、葛岡工場、松森工場	250cm ³ /m ³ N
	南蒲生環境センター	基準なし
	ペット斎場	基準なし
水銀	大気汚染防止法施行規則第 16 条の 18 別表第 3 の 3 第 8 の項 (H30.4.1 以前の既存施設は、経過措置の基準)	大気汚染防止法施行規則第 16 条の 19 第 1 項 排出ガス量 (40,000m ³ /h 以上)・・・1 回以上/4 ヶ月 (40,000m ³ /h 未満)・・・1 回以上/6 ヶ月
	今泉工場、葛岡工場、松森工場	50 μg/m ³ N
	南蒲生環境センター	50 μg/m ³ N
	ペット斎場	基準なし

注) 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(S52.11.4 環整第 95 号)に定めるばいじん、いおう酸化物、塩化水素、窒素酸化物の測定頻度：処理能力(200t/日以上)1 回以上/2 ヶ月、処理能力(200t/日未満)2 回以上/年